

## 議題 5. 理事会提案議題 1

平成 26 年度以降の正会員 A の年会費について  
(旧正会員 B に関する施行方法)

1. 年会費 8 万円は変更しない。
2. 旧正会員 B から正会員 A に移行した会員の年会費を段階的に 8 万円に移行する。その方法として、次の案を提案する。

(段階的会費移行案)

平成 26 年度 6 万円

平成 27 年度 6 万円

平成 28 年度 6 万円

平成 29 年度 8 万円 ※以降同額

参考資料

平成 23 年度決算報告書に添付の収支状況一覧を参照のこと。

以上、承認されれば細則改正を経て平成 26 年度年会費から適用する。

---

## 理事会提案議題 2

正会員 A (大学図書館会員) の入会単位について

学部図書館単位での入会を原則とする。ただし、大学の組織や図書館運営の現状など、種々の事情を考慮する。

- 例：
- ・複数の学部を一つの図書館がサービス対象とする場合は一会員単位
  - ・複数の建物が存在しても、組織上、一つの図書館に位置づけられている場合は一会員単位 (予算や指揮命令系統が一本になっている)
  - ・その他

## 理事会提案議題 3

### 平成 26 年度以降の総会運営について

1. 開催地を原則として中央事務局の所在地である東京とする。ただし、4 年に一回程度、地区会に協力依頼するなどの方法により、東京以外の場所での開催を検討する。
2. 東京以外の場所での開催を検討する場合、協力依頼する地区会の順番等はあらかじめ定めず、その都度理事会が判断する。ただし、少なくとも開催の 2 年前には該当地区会に打診する。
3. 総会組織委員会を理事会と中央事務局とで構成し、運営主体となる。ただし、地区会に協力依頼して東京以外の場所で開催する場合には、組織委員会のもとに該当地区会員を中心とした実行委員会を置く。
4. 実行委員会（地区会）の業務は会場関連業務のみとする。
5. 総会時に実施する研修（講演、分科会等）は総会組織委員会が企画、運営する。これに伴って、「教育・研究規程」から「第 4 章 館長・司書会議」を削除する。

以上、承認されれば細則改正を経て平成 26 年度総会から適用する。